

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【公開番号】特開2008-29031(P2008-29031A)

【公開日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-231731(P2007-231731)

【国際特許分類】

H 04 Q 7/38 (2006.01)

【F I】

H 04 B 7/26 109 M

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月7日(2008.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

専用チャネル媒体アクセス制御(MAC-d)フローの許容組合せ(allowed combination)の中から、MAC-dフローの1つの組合せを選択し、かつ該選択したMAC-dフローの組合せをエンハンストアップリンク媒体アクセス制御(MAC-e)プロトコルデータユニット(PDU)に多重化するように構成されたMAC-eエンティティを備えたことを特徴とする無線送受信ユニット(WTRU:Wireless Transmit/Receive Unit)。

【請求項2】

各前記MAC-dフローの許容組合せは、サービス品質(QoS:Quality of Service)要件を維持する

ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項3】

優先度の低いMAC-dフローよりも前に、優先度の高いMAC-dフローを処理するようにさらに構成されている

ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項4】

前記選択したMAC-dフローの組合せが、エンハンストアップリンク(EU:Enhanced Uplink)に関する残存電力を超えた場合、トランSPORTフォーマットの組合せ(TFC:Transport Format Combination)の許容セットから、EU-TFCを除外するようにさらに構成されている

ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項5】

前記選択したMAC-dフローの組合せにおけるMAC-dフロー群は、チャネル割り当てを要求することなく、送信するように構成されている

ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項6】

前記MAC-dフローの許容組合せのセットであることを示す信号を受信するようにさらに構成されている

ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項 7】

前記MAC-dフローの許容組合せのセットであることを示す前記信号は、無線ネットワークコントローラ(RNC:Radio Network Controller)から、無線リソース制御(RRC:Radio Resource Control)プロシージャを通じて受信される
ことを特徴とする請求項6に記載のWTRU。

【請求項 8】

1つのMAC-dフローについての前記MAC-dフローの許容組合せのセットは、該1つのMAC-dフローについての最小のペイロードであり、該1つのMAC-dフロー以外のMAC-dフローについてのデータは送信されない
ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項 9】

前記WTRUが、電力が制限された状態にある場合に、前記最小のペイロードの前記MAC-dフローの許容組合せのセットを送信するようにさらに構成されている
ことを特徴とする請求項8に記載のWTRU。

【請求項 10】

送信時間間隔(TTI:Transmit Time Interval)当たりの、MAC-d PDUのデータサイズおよび数は、最大許容データレートを表し、かつMAC-e PDUの少なくとも1つのMAC-dフローから設定される
ことを特徴とする請求項1に記載のWTRU。

【請求項 11】

前記TTI当たりのMAC-d PDUの前記数は、ビットレートに対応する
ことを特徴とする請求項10に記載のWTRU。

【請求項 12】

前記MAC-dフローの許容組合せにおける1つのMAC-dフローからの前記TTI当たりのMAC-d PDUの前記数を示す信号を、RNCから受信するようにさらに構成されている
ことを特徴とする請求項10に記載のWTRU。

【請求項 13】

MAC-d PDUの前記データサイズおよび前記数は、データレートに対応する
ことを特徴とする請求項12に記載のWTRU。

【請求項 14】

各前記MAC-dフローは、保証ビットレートを提供する
ことを特徴とする請求項12に記載のWTRU。

【請求項 15】

各前記MAC-dフローの許容組合せにおける前記ビットレートに対応する、MAC-dフローからのMAC-d PDUの前記数は、RRCシグナリングを用いて設定される
ことを特徴とする請求項12に記載のWTRU。

【請求項 16】

RRCシグナリングを通じて、各前記MAC-dフローからのMAC-d PDUの前記データサイズを決定するようにさらに構成されている
ことを特徴とする請求項12に記載のWTRU。

【請求項 17】

除外されたMAC-dフローの組合せに関する送信電力要件が、EUに関する残存電力を下回った場合、前記選択したMAC-dフローの組合せを、前記MAC-dフローの許容組合せのセットに戻すようにさらに構成されている
ことを特徴とする請求項12に記載のWTRU。

【請求項 18】

前記MAC-dフローの許容組合せの中から、組合せの最小セットを定義し、かつ送信電力が制限されている場合でも、前記組合せの最小セットを送信するようにさらに構成されている

ことを特徴とする請求項 1 7 に記載の W T R U。